

# 佐呂間町森林整備計画書

計画期間 自 平成23年 4月 1日  
至 平成33年 3月31日

(平成24年 4月 1日変更)  
(平成25年 4月 1日変更)  
(平成26年 4月 1日変更)  
(平成27年 4月 1日変更)

北 海 道  
佐 呂 間 町



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題.....	1
2	森林整備の基本方針.....	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針.....	4
II	森林の整備の方法に関する事項.....	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	4
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	4
2	樹種別の立木の標準伐期齢.....	5
3	その他必要な事項.....	5
第2	造林に関する事項.....	6
1	人工造林に関する事項.....	6
2	天然更新に関する事項.....	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在.....	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準.....	9
5	その他必要な事項.....	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	10
2	保育の作業種別の標準的な方法.....	10
3	その他間伐及び保育の基準.....	11
4	その他必要な事項.....	11
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項.....	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法.....	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域に ける森林施業の方法.....	13
3	その他必要な事項.....	13
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	13
1	作業路網の整備に関する事項.....	13
2	その他必要な事項.....	15
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針.....	15
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策.....	15
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項.....	15
4	その他必要な事項.....	16

第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進方向	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17
III	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	18
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	18
2	鳥獣による森林被害対策の方法	18
3	林野火災の予防の方法	19
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	19
5	その他必要な事項	19
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	19
V	その他森林の整備のために必要な事項	20
1	森林経営計画の作成に関する事項	20
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	20
3	森林の総合利用の推進に関する事項	20
4	住民参加による森林の整備に関する事項	20
5	その他必要な事項	20
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	24
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	29
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	32

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道オホーツク総合振興局管内のほぼ中央に位置し、西から東に狭長な地形でその中央を佐呂間別川が縦貫し、南側地帯と北側地帯に区分されています。南側地帯は比較的高い山稜と密度の大きい谷から成り、最も南部の仁頃山（829m）を最高に北方に向かって徐々に低くなりイワケン山（425m）に至り、この間の大部分が国有林で山麓の一部が民有林となっています。北側地帯は比較的低いなだらかな地形で、中央の幌岩山（376m）を最高に東西に向かって次第に低くなり、幌岩山周辺及び北西部の町界は国有林を中心とする山林地帯となっているが、その他の山林地帯は民有林です。

本町の総面積は 40,499ha で、その内森林面積は 22,595ha あり、総面積の 56%を占めています。民有林面積は 7,768ha で、その内訳はカラマツ、トドマツを中心とした人工林面積が 4,285ha で、人工林率 55%となっています。年齢構成では、7 年齢以下の若齢林が 1,330ha（31%）、8 年齢以上が 2,955ha（69%）となっており、主伐時期を迎えつつある森林が多くなってきましたが、今後も、保育、間伐を適正に行っていくことが重要です。

また、無立木地及び林況の粗悪な天然林のうち、人工林により森林整備が可能な場所は拡大造林を実施し、人工林主伐箇所は再造林により着実な更新を図っていくこととします。主伐については大面積の皆伐を避けて寒風害等諸被害防止のために保護樹林帯を設置し、優良天然林は積極的に保存していくこととします。

森林は、木材の供給、国土保全、生活環境の維持など多くの機能を有し、住民生活に密接に結びついており、また、地域住民の森林に対する要望が多様化する中で公的機能の増強にも配慮しながら森林整備を進める必要があります。このため森林の土地利用にあたっては、地域毎に機能区分設定する等きめ細かな配慮に心がけて地域の要請に応える必要があります。

特に本町は山間の地形により保水機能が低いため、水源涵養機能の高い森林を適正に配置するとともに、渓谷部の土砂流出や崩壊のおそれがあるところは、山地災害防止機能の高い森林整備など、森林の公益的機能の充実に努めます。

その他の森林については、木材生産機能を高度に発揮させ、産業の発展に寄与するよう森林整備に努めます。

また、これらの森林整備を推進していく上で最も重要となる林業労働力については、本町の民有林施業の中心的役割を担う佐呂間町森林組合を核として、高齢化等担い手対策問題も含めた中で諸条件を整備し、計画的に森林整備を行っていくこととします。

なお、林業構造改善事業で整備した森林体験交流施設周辺は、森林とのふれあいの場としての活用が期待されています。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林が有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保存及び地球温暖化防止に果たす役割を考慮し、並存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」に区分し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとします。

また、山地災害等防止機能が重視される森林については、保安林への指定及びその適切な管理を進めるとともに、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林の造成に努めます。

なお、森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業を活用することとします。

森林の区分に基づく森林整備及び保全の基本的な考え方と施業上留意すべき事項は次のとおりとします。

【森林の区域と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合は、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施設の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

- ① 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、適切な保育・間伐等を促進し、長伐期施業や複層林施業による多様な森林へ誘導します。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとします。

- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

- ③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

特に当地域では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再生林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については伐採量と造林量の均衡を図るとともに、資源の平準化に取り組みます。

資源の平準化に当たっては、北海道人工林資源管理方針に基づき設置された地域協議会（流域協議会）や行政機関等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況の的確な把握とともに、年間の皆伐量が北海道人工林資源管理方針に基づき策定された「人工林循環利用計画」における計画量を超える見込みとなった場合は、森林・林業、木材産業関係者はもとより森林所有者等にも積極的に情報を提供し、伐採面積の逡減と再生林の推進に関する理解の促進に努めます。

さらに、本計画に定める事項のほか、「人工林循環利用計画」の考え方を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林

育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	ササ等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の確保等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに安定的、効率的に木材を提供できる体制を整備するため、森林所有者及び森林組合、町などの関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等を計画的に推進し、また、計画的な森林整備を確保するためにも新たな施業技術の積極的な導入を図ります。

## II 森林の整備の方法に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採（主伐）方法等は次のとおり行うものとします。

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

##### ① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適正な伐採区域の形状、一箇所当たりの面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

##### ② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以内）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。



(3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保存させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

樹種別の立木の標準伐期齢

	樹種	標準伐期齢
人	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
工	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
林	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

(注) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的とし、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

なお、保安林等における伐採規則等の指標に用いられます。

## 3 その他必要な事項

### (1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、森林資源の齢級構成に留意しながら、集団化や機械化を通じた効率的な伐採を行うとともに、資源の保持に配慮し伐期の分散に努めるものとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討するものとします。

### (2) その他伐採に関する留意事項

① 森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積の主伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。

② 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、1箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を残すよう努めるものとします。

③ 次の地域は、林地崩壊や流木被害、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐行わないよう努めるものとします。

- a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
  - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等
  - c 洪水や水質汚濁などが発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- ④ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定することなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。また、伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。
- ⑥ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやナラ類等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

また、カラマツ人工林については、伐採後の確実な再造林に努めるとともに、資源の保続を図るため、当分の間、造林樹種としてカラマツの優先的な植栽に配慮することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ナラ類、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ① 育成単層林を導入又は維持する森林

寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

人工林の樹種別及び仕立て別の植栽本数 単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種			
	カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植	全樹種	4月初旬～6月上旬
秋植	全樹種	9月上旬～11月下旬

(注) 植栽期間は、その年の気象条件等により植栽に適した時期が異なるので、林業普及指導員等と相談の上判断する。

## ② 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避け、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

樹下植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

佐呂間町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



佐呂間町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ること

とします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2（3）によることとします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ナラ類などとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ、ハンノキ・ヤナギ類などとします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ドロノキ、カンバ類、ハンノキ、ヤナギ類、ナラ類	

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ① 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2の（3）に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林（注3）にあつては成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあつては、成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によることとします。

（注1）「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$$

（注5）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案して定めます。

- (1) 気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林
- (2) 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材生産林の人工林
- (3) 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水質保存ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域（林小班）	
	別表3のとおり

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行なう必要があります。（注）

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

- (1) 更新に係る対象樹種

- ① 人工造林の場合  
1の(1)による。
- ② 天然更新の場合  
2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数  
別途定める「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)による。

5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的なものに伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととしています。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39	—	選木方法：定性及び定量 間伐率(材積率)：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	18	25	32	39	46	選木方法：定性及び定量 間伐率(材積率)：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除 伐

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる林分の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽										
カラマツ	春	①	②	②	①					△	
	秋		②	②	①	①					△
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		

樹 種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
カラマツ	春										
	秋										
トドマツ	春		△								
	秋			△							

(注1) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

(注2) 記載の例

①：下刈1回刈 ②：下刈2回刈 △：つる切り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

特になし

4 その他必要な事項

(1) 要間伐森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

(3) カラマツ人工林資源の平準化を図るため、高齢級間伐等を取り入れた長伐期施業に取り組むこととします。

なお、実施に当たっては、林業事業者等による提案型集約化施業などの取組により、施業の効率化及び低コストに配慮しながら進めます。

#### 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施行を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

###### ① 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### ② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ① 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、その他山地災害の発生により、人命・家畜等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

###### ② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びを提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。



なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のための特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

### (2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	一般材生産・ 38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・ 38cm	中庸仕立て	55年

## 3 その他必要な事項

樹種の特性や立地条件等の諸因子によっては、高齢級化へ転換できない森林もあることから、当該林木の生育や、近隣の状況、地域の高齢級の森林から伐採された木材の状態などの情報を参考に、長伐期等の施業の導入について検討することとします。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

#### ① 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/h a

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

注) 1 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	フェーハンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ <sup>①</sup>
		《グラップルローダ <sup>②</sup> 》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェーハンチャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ <sup>①</sup>
				(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ <sup>①</sup>	
	《グラップルローダ <sup>②</sup> 》		(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ <sup>①</sup>
		《グラップルローダ <sup>②</sup> 》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェンソー	スイングヤタ <sup>③</sup>	チェンソー	グラップルローダ <sup>①</sup>
		【全幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

注) 1 ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

2 【 】 は、集材方法。

3 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ<sup>①</sup>（全幹）を集材に活用している事例がある。

## ② 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
(該当なし)	ha		m		

## (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ① 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌等の安全を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路線の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		佐呂間町	興生沢支	-1				

② 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

2 その他必要な事項

(該当なし)

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が60%と全体の過半数を占め、また、一般民有林のうち56%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合等による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実態等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施行内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた

計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

#### 4 その他必要な事項 (該当なし)

### 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進するものとします。

#### 1 森林施業の共同化の促進方向

本町の一般民有林はほとんどが5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって推進体制を整備し、間伐をはじめとする森林施業の実施を図っていくものとします。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を促し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図るものとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者、及び不在村森林所有者については、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとします。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意するものとします。

- ① 森林施業を共同で実施する者（以下「共同実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うものとし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とする。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同実施者の共同により実施すること。
- ③ 共同実施者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④ 共同実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

#### 4 その他必要な事項 (該当なし)

### 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善

並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の安定化を推進することとします。

#### (1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

#### (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関係ビジネスを支援することとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても森林整備等を林業事業体に委託して実施するに当たり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用を推進します。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要であり、このため、消費者に対する地域材の普及啓発活動や工務店、設計会社等との連携による住宅への地域材利用の促進を図ります。

また、「地材地消」の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、公共建築物において積極的に木材・木製品を利用するほか、森林バイオマスエネルギーの導入など幅広い用途での地域材の利用に努めるとともに、このような需要に対し地域材を安定的に供給できる木材産業の体質強化を推進します。

### 4 その他必要な事項

本町は、豊富な森林資源を有していますが、主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られた

ものとなっており、今後若者やU・J・Iターン者等を積極的に受け入れ、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創設・確保を図ることが必要です。

また、本町は都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を行政と地域住民、さらには外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備、情報ネットワーク化、木質バイオマスエネルギー利用の研究、地域材の供給コストの低減やロットの拡大、流通の見通し等に積極的に取り組んでいくものとします。

また、森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進するとともに、定住拠点となる住宅、取付道路、上下水道等のインフラ整備や都市住民等の受入体制の整備を進め、都市住民等にとっても魅力ある地域社会を構築していくものとします。

### Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

##### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

##### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

#### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

(1) エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や進入防止柵、枝条巻きを設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。

また、生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については適切な防除を早期に行うよう努めることとします。また、食害の被害のおそれのある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。(関係計画：エゾシカ保護管理計画)

(2) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐためカラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

(3) 森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配置した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合には、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び佐呂間町火入れに関する条例（昭和61年3月26日条例第3号）に基づき実施することとします。

#### (1) 火入れの目的

火入れを実施する目的は次のとおりとします。

- ① 造林のための地ごしらえ
- ② 開墾準備
- ③ 害虫駆除
- ④ 焼畑
- ⑤ 採草地の改良

#### (2) 火入れの目的

火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行うこととし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行うこととします。

また、火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えることとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

#### (2) その他

① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

② 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(該当なし)

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、佐呂間町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ・ IIの第2の3「植栽によらなければ確な更新が困難な森林」における主伐後の植栽。
- ・ IIの第4の1「公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法」における森林施業の方法
- ・ IIの第6の3「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第7の3「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」
- ・ IIIの「森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項」

### 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

「環境の世紀」といわれる21世紀を迎え、地球温暖化防止等の地球環境を考えると、自然と人との共生の社会を実現していかなければなりません。平成23年に策定した「第4期佐呂間町総合計画」により、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境の創出による環境共生型の町づくりを推進していくものとします。

### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林体験交流施設、及びサロマ湖展望台周辺については、森林とのふれあいの場としての観光整備が進められていることから、景観を維持向上するため不良木の除去とともに、登山道、遊歩道等施設管理の維持に努めることとします。

### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

このため、森林に対する多様なニーズを的確に把握し、計画書案は町の広報等を通じてわかりやすい形での公表や住民説明会等の開催、流域・林業活性化協議会などへの住民参加の促進等により住民意思等を反映していくものとします。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や環境づくり等の森林利用を推進していくこととします。

#### 【主な取組み】

- ① 世代間を越えた住民参加による林業体験活動の推進（植樹祭）
- ② 小中学生を対象とした「森林環境教育」の推進

### 5 その他必要な事項

#### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林の整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

※特定保安林：指定の目的に即して機能していないと認められる保安林

#### (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法



法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林施業は、森林法に定められた指定施業要件に基づいて行い、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20ha以下とします。
- b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

(ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては、北海道自然公園条例の規定による許可が必要です。

特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 但し、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 但し、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができます。 (6) 特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとします。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 但し、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。

③ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意することとします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面 積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養 林	1	13、14、17、25～28、39、40、42、43、45～47、51、53、54、58、59、64、66、67、70～72、76、78、79、84、100、105、106	61.40
	6	4、5、7、8、11～16、54、55、58、65、67～70、73～75、77、78	28.32
	19	1～4、6、13～20、123～130、134～140、157～161	24.00
	23	1、3、5、11	43.44
	43	1、2、7～9	24.28
	44	1～3、5、7、14	56.52
	45	1～4	51.04
	46	1、3、4、12、13、15、16	38.36
	47	1、5、6、8～11、13	34.36
	48	1～5、7、9、12、14～16、18、27、28、30、31、34、40～42	63.22
	49	3、14～16、18～21	35.52
	54	2、13、16、66、106	19.43
	75	2～7、9、10、12～17、20～26	77.60
	78	1、2、4、6、10、11、15、21、22	46.36
	79	3～6、11、17	11.68
	80	1、3、5、8～16、23	57.81
	81	1、2	18.72
	82	11、17～22	14.57
	83	2、21	1.08
		計	
山地災害 防止林	10	16、68	7.44
	22	1、64	8.52
	23	2、4、6～10、12	33.37
	28	14、16	0.84
	29	71、75、172	0.64
	43	3～6、10～13	69.48
	44	4、8～10、13	52.64
	45	5、7	24.32
	46	2、5～11、14、18	65.88
	47	2～4、16、18、19	28.20
	48	6、8、10、11、13、17、19～26、32、33、35～39	79.76
	49	1、2、4～8、10～12、17	72.28
	50	168、169	0.68
	51	101～104	3.76
	54	1、102、105	6.80
55	23	10.08	
59	4、48	0.28	

	62	22、23、25、42~50	26.19
	63	125~127	2.83
	66	20~25、48、49、52、53	19.48
	68	36、40、41、116	0.76
	75	1、8、11、18、19	21.80
	78	3、5、7~9、12~14、16~20、23~30	77.99
	79	1、2、7、8、10、12~16、18~20	62.92
	80	2、4、6、7、17~22	18.15
	81	3、4	23.32
	82	1~10、12~16、23~28	82.45
	83	1、3~20	63.64
	計		864.50
生活環境 保全林	34	1、7、14、31~33、38、41、44、46~49	6.18
	38	50、51	4.44
	42	38~40、55~57、65~68	3.76
	53	1、14、18、71~73、75~87、109、121	22.97
	54	15、41~49、64、68、101	8.72
	66	28~31、50、51	4.16
	70	6、11、48、49、51、53~55、59、61、102、103、105~107	11.95
	71	63、64、66~69、98、99	7.88
	76	95、97~99、130、131	14.32
	計		84.38
保健・文 化機能等 維持林	1	5、31~35、55、89、98、102、103	13.36
	6	61	0.16
	73	101、102	2.91
	76	132	0.68
	77	54、55、57~59	4.28
	計		21.39
木材等生 産林	1	1~4、6~9、11、12、15、18~24、29、36~38、50、52、56、 60~63、74、75、80~83、90~92、96、99、101	68.28
	2	1~34、36~46、48~77、79~125、127~179	221.06
	3	2、3、5~9、13、14、17~21、23~26、28、30、32、40、43、 46~51	31.13
	4	1~9、11~24、26~40、42~45、47、49~57、62~78、80~97	94.54
	5	1~24、26、27、33~37	77.90
	6	9、10、17~23、25~30、32~38、40、41、43~49、59、60、 62、66、72、76	78.80
	7	1~14、16~44	83.97
	8	1~7、9~26	60.30
	9	1~20、26~36、38、40、41、43~48	75.91
	10	1、2、4、5、7、8、10、12、13、17、18、21~23、25~27、31、 38、40、42~45、47、48、50~56、59、60、71~77	41.89

11	1~11、13、17、19、22~29、31~44、46、47、49~53	92.03
12	3~22、27~35、37~39、42、45~65、70~73、84~86	63.17
13	1、3~17、19~28、30~32、35~51、53~55、57~69、71、72、74~82、86~90、92~100、102~110、112~123、125~136、138~142、145~148、150~152、154、156~160、162、164~170、172~177、179、180	155.18
14	1~8、10~13、15~19、22、25、27、29、30、34~41、47、50、51、53、54、56~70、74~83、85~87、89、91、96~98、101、104~107、110、113、115、116、118、119	85.66
15	1~17、19、20、23、24、27~42、45、46、49~53、55~57、59、60、62~66、68、70、75~82、84、87、88	83.99
16	1~16、18~20、22、24~34、36~38、40~43、45、47~71、73、75、76、80~83	102.05
17	2、3、5~8、10~15、17~34、36~42、44、47、50~52	69.27
18	1~13、15~41、44、45、51、54、58、59、61~63、68、71~74、78~88、90~95	78.09
19	5、8~12、21、23~39、41~65、67~82、84、86~93、96~112、114~122、132、133、142~151、154~156、162、163	125.47
20	1、2、8~15、19~23、25、26、28~34、36~39、41、42	49.97
21	2~11、13、15~19、21~23、25、26、28~38、40、41、44~56、60、62~67、69~77、79~86、89	59.95
22	2~20、27、28、30、31、33、35~43、45、46、48~63、65~68、70、71、73~76	130.44
23	13~16	3.16
24	2~8、10~14、17~28、31~42、46~48、50~56、58~61、64~76、78、79、84、89、98~100、108、123~132、134~136、138~141	85.42
25	1~8、10~18、20~28、30~35	77.12
26	1~17、19~25、27~30	98.24
27	1~9、11~51、54~64、66~71	76.66
28	1~3、5、6、11、13、15、19~21、23、25.27、30~47、49~51、53、56、57、60、61、70、71、73、75~79	86.84
29	1~18、20、21、23~25、27~29、31、32、34~53、55、56、58~61、64、65、67~70、72~74、76~99、101、104~115、118~131、133~147、156~166、170、171、173、175、176、178	111.96
30	1~5、7、14~66、69~78、80、82、84~86、88~91、96~125、127~131、133~138、140~145、147~149、151~153、155~160、162、164~166、168~173、175、176、178~186、189~197、199~210	199.43
31	1~5、7~53、55~58、60~68、70、72~78、101~104	104.43
32	1、2、6、8、9、11~26、29、30、32~56、58~60、65~67、70、71、73~76	51.75
33	1、2、6、7、9~12、15~45、47~52、54~57、60~65、68、69、78、79、85~87、89~91、94~96、98~100	107.34

34	5、8~13、15、17、19、21~25、28~30、34、40、50~54、56	54.20
35	1~7、10、12、14~20、23~27、29、31~33、36、38~42、44~46、48、50~55、57~64、67、69、70、72~80、84~91、94~97、99~102	118.89
36	1~17、20、23、24、26	81.38
37	1~5、10~15、17、21、24、26、29、30、32、34、36、	37.98
38	1~5、9、12、13、15、16、18~20、23~26、29~32、35~41、44~47、49、56~59、61、62、66、68~74	108.83
39	3、4、6~25、28、29、31~41、44~49、52~54、58、59	108.42
40	1~8、10、13~22、24~38、41~60、62、64、67、72、74、77、78、80~84、86~96、99~102、104~108、110、114、116~120	116.86
41	1、2、4~7、9~17、19、20、22、23、25、27~30、32、33、35、41、43、45、46、50~54、56~62	63.55
42	1、2、5~25、28~33、35~37、41~47、50、51、60~62	62.10
47	15、17	2.16
48	29	2.44
49	13	3.12
50	1~34、36~42、44、45、47、48、50~54、56~81、84~88、93~98、100、101、103~113、115~147、149~157、160~167、170~172	166.08
51	1~3、7、8、10~12、16~18、22、23、25、31、38~40、45、50、51、53~57、59、60、62、65、67~69、75、76、80、82、83、86、88、92~94、99、100	56.53
52	1~13、15、17~19、21~29、31~36、39~45、48~58、60~63、68、69、71、74~77、79、82~99、101、103~110、112~114、118~124、126~134、136~143、145~149、156、162~164、166、167、171~173、178~183、187~193	120.22
53	2~7、9~12、15、16、19~23、26~29、38~43、46~48、50、53~56、59~70、88、90~107、110~120、122、125、126	72.23
54	3~5、8~10、18~36、38、60	39.72
55	1、2、4~19、21、22、24~48	92.09
56	1、2、4、6、8~14、18~43、45~54、56~73、75、76、78、80、82、83、85、86	71.95
57	1~36、38~58、60、62、64、66~68、70~93、96~98、100、101	184.98
58	1~58、60~65、67~80	103.79
59	1~3、5~47、49~53、55~58、60~67、70、71、73~77、79~83	134.14
60	1~9、11~14、16~42、44、45、47~51、56~66	114.63
61	1~10、12、13、15~24、26、28~37、39~44、46~48	115.81
62	1~7、9~19、21、24、26~33、35~41	56.64
63	1~25、27~30、32~35、41~43、45、47~61、71、73~77、79~82、86~88、90~93、95、96、98、100、110~114、116~119、121~124	97.89

64	1~9、11~19、21~110、113、114、116	108.61
65	1~29、33~39、41~54	84.64
66	1~19、27、32~47、54、55	45.54
67	1~4、6~9、11~17、19、27、28、30、31、33~37、41、43~50、52~62、64、65、67~71、73~79、83、85、93、96、107~109、111~113、115~117、119、120、124~138、140~145、147、150~155	98.71
68	1~6、8~21、23~33、35、37~39、42~51、53~56、58、60~62、65~70、72、73、75~77、80~87、101~104、107、109~115、117~119	151.76
69	1~6、10、11、14、16~19、23、26、28、46、47、49、62~66、68、69、72、73、75、85、88	16.12
70	1~5、7、8、10、12~47、50、52、56、58、62~65、73~77、101、104	39.48
71	1~4、6~16、18~20、22~29、31~47、53~55、59~62、65、70~72、75~97、100~109、111~119	116.22
72	3~15、17~22、24、26、27、29、31~41、43、44、50~58、60、64~66、68、70~80、83	48.09
73	1~3、7~22、24、29、31~36、39~43、45~55、58~62、66~84、90、92、98~100	72.22
74	2~9、12~14、16~28、30~33、35~41、44~58、60、61、63~66、68~75、77~94	101.12
76	1~13、15、17、19~21、23、31~35、37~46、50~52、55、56、58、59、62、69、80、81、83、86、88~91、94、106、115、117、122、126、129	42.09
77	1、3~5、7~12、16、22、23、25~29、31、35、39、40、42、46、48、49、51~53、56	48.35
計		6,089.98

2 上乗せのゾーニング (該当なし)

【道有林】

(該当なし)



別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

## 【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考) (注1)
		林班	小班		
水源の 涵養の 機能の 維持増 進を図 るため の森林 整備を 推進す べき森 林	伐期の延長を 推進すべき森 林	1	13、14、17、25～28、39、 42、43、45～47、51、53、 54、58、59、64、66、67、70 ～72、76、79、84、100、 105、106	59.68	主伐林齢：標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積：20ha以下
		6	4、5、7、8、11～16、54、 55、58、65、67～70、73～ 75、77、78	28.32	
		19	1～4、6、13～20、123～ 130、134～138、140、157～ 161	23.60	
		23	1、3、5、11	43.44	
		43	1、2、7～9	24.28	
		44	1～3、5、7、14	56.52	
		45	1～4	51.04	
		46	1、3、4、12、13、15、16	38.36	
		47	1、5、6、8～11、13	34.36	
		48	1～5、7、9、12、14～16、 18、27、28、30、31、34、40 ～42	63.22	
		49	3、14～16、18～21	35.52	
		54	2、13、16、66、106	19.43	
		75	2～7、9、10、12～17、20～ 25	77.60	
		78	1、2、4、6、10、11、15、 21、22	46.36	
		79	3～6、11、17	11.68	
		80	1、3、5、8～16、23	57.81	
		81	1、2	18.72	
		82	11、17～22	14.57	
		83	2、21	1.08	
		計		705.59	
	伐採面積の規 模の縮小を行 うべき森林 (注2)		(該当なし)		主伐林齢：標準伐期齢 +10年以上 皆伐面積：10ha以下



複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		(該当なし)		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	89	0.64	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
		6	61	0.16	
		28	14、16	0.84	
		29	71、75、172	0.64	
		48	38、39	1.56	
		50	168、169	0.68	
		51	101～104	3.76	
		55	23	10.08	
		59	4、48	0.28	
		62	42～44、46～49	3.07	
		63	125～127	2.83	
		66	20、24、52	1.92	
		68	36、40、41、116	0.76	
		73	101、102	2.91	
		77	57～59	2.76	
		78	8、16、23～29	3.64	
		83	5、9、14	5.52	
		計		42.05	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		(該当なし)		

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分ごとの具体的な施業方法については、注2、注3の定めるほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森 林 の 区 域 ( 林 小 班 )			
2 林班	99~101、175、176 小班	43 林班	1、2、7~9 小班
4 林班	5~8、69 小班	44 林班	1~3、5、7、14 小班
6 林班	19、45、47、49、54 小班	45 林班	1~5 小班
7 林班	38、40、42~44 小班	46 林班	1、3、4、12、13、15、16 小班
8 林班	15、16、22 小班	47 林班	1、5、6、8~10 小班
9 林班	1、7、44 小班	48 林班	1~5、7、9、12、14~16、18、27、28、30、31、34、40~42 小班
10 林班	48、50~52、55、56、60、68、74~76 小班		
11 林班	28、29 小班	49 林班	3、14~16、18~20 小班
12 林班	46、51 小班	50 林班	94、96~98、132、133、135 小班
13 林班	47~49、99、160、169 小班	51 林班	60 小班
15 林班	20、23 小班	52 林班	71、76、77、79、82~87、89 小班
16 林班	1、2、36 小班	53 林班	28、63、88、122 小班
17 林班	24、33 小班	54 林班	9、10、13、16、66 小班
18 林班	5、45、71 小班	56 林班	18、21、32、75、85 小班
19 林班	8、9、60、93 小班	57 林班	58、67、71、73~75、79、91、92、98 小班
21 林班	5、33、72、73、75 小班	58 林班	17~22、26 小班
22 林班	61~63、66、67、75 小班	63 林班	42、43、113、114 小班
23 林班	1、3、5、11 小班	64 林班	37、40、41、49、50、58、82、83、87~90、101 小班
24 林班	126 小班		
26 林班	19~21 小班	66 林班	18、19、27、54 小班
27 林班	43、45、46、56、61 小班	67 林班	9、14、17、28、36、37、60、85 小班
28 林班	30 小班	69 林班	88 小班
29 林班	58、96、113 小班	72 林班	3、4、9、24、29、31~33、37~41、43、44、50、52、55、56、66、68、70、77、83 小班
31 林班	3、13~16、18~22、27~29、38、43、46、53、78、101 小班		
		73 林班	62 小班
32 林班	40~42、52、54 小班	75 林班	2~7、9、10、12~15、20~23 小班
33 林班	43 小班	78 林班	1、2、4、6、10、11、15、21、22 小班
34 林班	8、10 小班	79 林班	3~6、11、17 小班
35 林班	24、25 小班	80 林班	1、3、5、8~16、23 小班
38 林班	2、3、20、23、35、56 小班	81 林班	1 小班
40 林班	3、22、43 小班	82 林班	11、17~20、22 小班
42 林班	2、25、28~30、43、44、50、51、60~62 小班	83 林班	2、21 小班